

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当法（以下「法」という。）の規定に基づく特例給付認定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和 3 年 7 月 8 日付けで行った特例給付認定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

請求人は 4 / 1 付で〇〇市から〇〇区に転入（妻・子供は山村留学で〇〇県に転入）しましたが、4 / 1 付で〇〇市から監護確認の通知あり。電話で〇〇区に転居した旨伝えると監護状況の申立書を返送してもらえばいいと言われた。4 / 3 0 付で支給事由消滅通知があったため〇〇区での申請が 5 / 6 付になり支給開始が 1 ヶ月遅れることになったため、5 / 6 付で請求し、6 月からの支給開始を認められた特例給付を 5 月分にさかのぼって支給してほしい。

処分庁はセンター窓口において児童手当の認定請求手続が必要である旨を案内したと主張しているが、そのような案内はなかった。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年 6月14日	諮問
令和4年 8月24日	審議（第69回第4部会）
令和4年 9月20日	審議（第70回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 児童手当について

ア 法3条1項は、この法律において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいうと規定している。

イ 法4条1項1号は、児童手当の支給要件について、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものを対象とすると規定している。

ウ 法5条1項は、児童手当法施行令（以下「法施行令」という。）で定める一定額以上の所得がある者については、児童手当を支給しないと規定している。

法施行令1条は、法5条1項に規定する額は、所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）があるときは、622万円に扶養親族等一人につき38

万円を加算した額とする旨規定する。

(2) 特例給付について

法附則 2 条 1 項は、当分の間、法 4 条に規定する要件に該当する者（法 5 条 1 項の規定により児童手当が支給されない者に限る。）に対し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は所定の給付（特例給付）を行う旨規定し、法附則 2 条 2 項は、同条 1 項の特例給付は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、5 千円に同条 3 項において準用する法 7 条 1 項又は 3 項の認定を受けた受給資格に係る中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とすると規定している。

法 7 条 1 項、8 条及び 30 条の各規定は、法附則 2 条 3 項により特例給付に準用され、また、法施行令 7 条の規定により、手当の受給資格者は特例給付の受給資格者に読み替えるものとされている。

また、児童手当法施行規則（以下「法施行規則」という。）1 条の 4 第 1 項及び 10 条の各規定は、同 15 条により特例給付に準用されている。

そこで、以下の各条項中、「児童手当」とあるものについては、読替え又は準用した「特例給付」と記載することとする。

(3) 認定手続について

法 7 条 1 項及び 3 項によれば、特例給付の支給要件に該当する者（法 4 条 1 項 1 号から 3 号までに係るものに限る。以下「受給資格者」という。）は、特例給付の支給を受けようとするときは、その受給資格及び特例給付の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないものとされており、当該認定を受けた者が他の市町村の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る特例給付を受けようとするときも同様とされている。

法施行規則 1 条の 4 第 1 項によれば、法 7 条 1 項の規定による認定の請求は、法施行規則様式第 2 号（児童手当・特例給付認

定請求書)を市町村長に提出することによって行わなければならないとされている。

児童手当の支給を受ける権利は、その支給要件に該当したときから潜在的に発生しているのではなく、法7条に基づいて市町村長の認定を受けることによって初めて発生するものと解されており、他の市町村に住所を変更した場合には、新住所地の市町村長の認定が必要なのであって、旧住所地で受けた認定の効力は、住所の変更によって失われるものと解されている(中央法規出版株式会社『五訂児童手当法の解説』110頁、113頁及び114頁参照)。

(4) 特例給付の始期及び終期について

法附則2条2項によれば、特例給付は、月を単位として支給するものとされ、法8条2項によれば、特例給付は、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、特例給付を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるものであるが、同条3項によれば、受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、特例給付は、同条2項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始めると規定されている。

なお、上記の災害その他やむを得ない理由により認定の請求ができなかつた場合に該当するのは、台風、火災等の災害、交通事故、急病等の事故があつたため、認定の請求ができなかつたことが客観的にみて容認できる場合であると解されている(前掲書122頁参照)。

(5) 処分の通知について

法施行規則10条によれば、市町村長は、特例給付の受給資格

についての処分を行ったときは、文書で、その内容を手当の受給者に通知しなければならないとされている。

2 本件処分について

(1) 特例給付の認定について

本件同意書から、請求人は〇〇区に単身赴任をしており、〇〇県に居住する本児らと別居しているが、本児らを監護し、かつ、その生計を維持していることが認められる。

そして、請求人の令和2年分所得額は8,936,940円であるところ、この金額は児童手当の所得制限額（請求人の場合622万円+38万円×3=736万円。1・(1)・ウ参照）以上の金額であることが認められる。

したがって、請求人は特例給付の受給資格者に該当するものと認められる。

(2) 特例給付の支給開始年月について

請求人は、令和3年4月1日付けで〇〇区へ転入した後、同年5月6日、処分庁に対し、本件請求書を本件窓口にて提出したことが認められる。

特例給付は、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始めるとされていることから（1・(4)）、請求人に対する特例給付の始期は、請求日（令和3年5月6日）の翌月である同年6月からとなる。

この点、受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかった場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、特例給付は、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始めるとされているところ（1・(4)）、本件請求書の提出に関し、請求人が住所を変更した後15日以内に申請できなかったことについて、請求人から処分庁に対し、「災害その他やむを得ない

理由」があったことを証するに足る証拠の提出があった事実はなく、法 8 条 3 項の適用はないものといわざるを得ない。

(3) 特例給付の支給額について

本件請求書收受時点において、長女は満〇〇歳、長男は満〇〇歳であることが認められるのであるから、本児らは、いずれも中学校修了前の児童に該当するといえる。

そうすると、請求人に対する特例給付の支給額としては、本児ら（2人）それぞれについて月額 5, 0 0 0 円となるため、合計月額 1 0, 0 0 0 円となる。

(4) 結論

上記(1)ないし(3)のとおり、請求人には令和 3 年 6 月から月額 1 0, 0 0 0 円の特例給付を支給すべきことが認められるところ、これと同じ結論を採る本件処分は、上記 1 の法令等の定め に則ってなされたものであって、違算等も認められないことから、本件処分が違法又は不当であるとすることはできない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第 3 のとおり、〇〇市による特例給付の支給事由消滅通知が令和 3 年 4 月 3 0 日付けでなされたことを理由として〇〇区での申請が同年 5 月 6 日となったこと及び転入届を提出したセンター窓口において認定請求手続が必要である旨の案内がなかったことを主張し、それらが原因で特例給付の支給開始が遅れるという不利益を受けたとして、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

しかし、特例給付の受給に係る認定を受けるために児童手当・特例給付認定請求書の提出が必要であることは、法令により定められているところ、従前に受給していた手当の消滅通知の到達は求められておらず（1・(3)）、〇〇市による特例給付の支給事由消滅通知が同年 4 月 3 0 日付けでなされたことは本件処分の取消理由にならない。

また、請求人に対し、処分庁が児童手当の認定請求手続が必要

である旨の案内を行ったか否かは明らかではないが、センター窓口においては、〇〇区への転入者向け資料一式を交付していることが認められる。そして、転入者向け資料には「〇〇区に転入された方へ」と題する書面が含まれており、同書面には、児童手当に関する手続を前住所地の転出予定日から15日以内に行う必要がある旨が記載されていることからすれば（同）、〇〇区への転入手続を行った際にセンター窓口において請求人に対し、児童手当の認定請求手続が必要であった旨の案内がないからといって請求人の主張には理由があるということとはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子